

令和7年度 事故防止機器等導入助成金支給要綱

兵庫県交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 兵庫県交通共済協同組合（以下「組合」という。）は、組合員事業所における安全運転管理及び燃費向上や環境改善につながるエコドライブ運転と安全運転を推進し、交通事故の防止を図ることを目的として、事故防止機器等（以下「機器」という。）を導入した組合員に対しその費用の一部を助成する。

(対象機器)

第2条 助成対象の機器は、次のとおりとし、原則として全日本トラック協会の助成対象の機器（装置）とする。

- (1) EMS用車載器（デジタコ・ドラレコ一体型含む）
- (2) ドライブレコーダー
- (3) バックアイカメラ（左側方カメラ含む。ただし、左側方カメラについては車両総重量7.5トン以上の車両に限る。）

(助成額等)

第3条 助成額は、組合の対人共済契約を締結した事業用貨物自動車に当該年度に新たな機器を導入し装着した場合、1台当たり1万円を支給する。

ただし、助成額は、導入費用を超えず、かつ、国及び他の機関の助成等を含めた助成額の合計が、導入費用を超えない範囲で支給するものとする。

- 2 助成対象数は、1組合員当たり対人共済契約車両台数の範囲内とする。
- 3 1組合員当たりの助成金額は、合計60万円を上限とする。

(助成金の申請等)

第4条 助成金の支給を受けようとする組合員（以下「申請者」という。）は、「令和7年度事故防止機器等導入助成金支給申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、組合理事長に提出しなければならない。

- 2 助成金の申請については、令和8年1月末日までに装着したものとし、提出期限は、同年2月末日までとする。ただし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の支給)

第5条 組合は、申請者から前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、支給条件に適合すると認められるときは、申請者に対し助成金を支給する。

(助成金の返還)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、組合は助成金の支給を受けた組合員（以下「助成金受領者」という。）に対し期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があった場合、若しくは他の法令等に違反したとき。
 - (2) 助成対象の車両が、助成金の支給を受けた日から起算して1年以内に対人共済契約を解約したとき。
- 2 助成金受領者は、第1項に掲げる各号に該当事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

(財産の処分制限等)

第7条 助成金受領者は、関係法令等に従い、導入した機器を適正に保守管理しなければならない。

- 2 助成金受領者は、機器の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(映像記録の活用)

第8条 ドライブレコーダー導入費用の支給を受けた助成金受領者は、当該車両が事故を惹起した場合は、当該事故に係る事故速報用紙「ドライブレコーダー機器の有無」の欄に必要事項を明記することとし、かつ、組合が当該事故に係る映像記録を求めたときは協力すること。

(その他必要な事項)

第9条 組合は、助成金受領者に対し本助成に関する報告を求めることができる。

附 則

- 1 本要綱は令和7年4月1日から適用する。
- 2 本要綱第3条第1項にかかるわらず令和7年2月1日以降、新たに機器を装着したものに遡及して適用する。